

**6 温室の取扱いについて**平成15年春期部会  
平成25年秋期部会

温室の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 屋根・覆いが、取り外しが自由で簡易なものは建築物として取り扱わない。
- (2) 屋根がガラスであっても農業生産用の温室は建築物として取り扱わない。
- (3) 不特定多数が観覧するための温室は建築物として取り扱う。

なお、太陽光発電設備を温室に設置する場合は、平成26年1月28日付け国住指第3762号「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」に準じ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔からみて農作物の生育に適した日照量を保つことが可能な範囲であれば、建築物に該当しない温室として取り扱うものとする。